

様式第1号（第3条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 山本 茂 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

（消費税抜き）

ただし、第1号物件 令和8年度上尾幌庁舎し尿浄化槽維持管理委託契約 の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び仕様書を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記をすること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第1号（第3条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 山本 茂 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

（消費税抜き）

ただし、第2号物件 令和8年度白糠宿舎し尿浄化槽維持管理委託契約 の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び仕様書を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記をすること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

分任支出負担行為担当官  
根釧西部森林管理署長  
山本 茂 殿

(案)

## 令和 8 年度上尾幌庁舎し尿浄化槽維持管理委託契約書

上記契約について、分任支出負担行為担当官 根釧西部森林管理署長 山本 茂（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）は、し尿浄化槽（以下「浄化槽」という。）の維持管理に関し、浄化槽法第 10 条第 3 項の規定に基づき、次の条項により契約を締結する。

### 契 約 条 項

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、甲が下記に設置する浄化槽を、乙が浄化槽法、廃棄物処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則の基準に基づき、本設備の機能維持のため定期的に技術員を派遣し、迅速かつ適正な管理業務を行うことを目的とする。

施 設 名 根釧西部森林管理署上尾幌庁舎浄化槽施設

所 在 地 厚岸郡厚岸町上尾幌

施設規模 ニューハイバッキー日立小規模合併処理浄化槽 KGR2-7 7人槽

（業務内容）

第 2 条 乙が行う業務内容は次のとおりとする。

- ① 年 3 回（4 ヶ月に 1 回）、浄化槽の保守点検を行う。ただし、不時の故障の際、又は甲より要請があったときは直ちに技術管理者を派遣して迅速に対応し、良好な機能を保たせるものとする。（浄化槽法第 10 条第 1 項の基準）
- ② 保守点検の都度、消毒剤を補充するものとする。（環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条第 4 項の基準）
- ③ 浄化槽法第 11 条に規定される定期検査料、水質分析料、シーディング料、機器補修料及び清掃料（汚泥引抜及び機器類の洗浄等）については、必要に応じて別途とする。
- ④ その他、甲が必要と認めた事項とする。

（契約期間）

第 3 条 この契約にかかる委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第 4 条 甲が乙に支払う保守点検にかかる委託料は、年額 円（内消費税 金 円）とする。ただし、4 ヶ月間の保守点検及び維持管理作業終了毎に、業務既済部分に業務既済部分に相当する金額の部分払いとして、 円（内消費

税 金 円) を 甲に請求することができるものとする。

(監督)

第5条 乙は、保守点検及び測定等の作業結果を書面により甲に報告するものとし、甲は乙の作業に立会確認しなければならない。

(検査)

第6条 乙は、作業終了後に甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(契約代金の支払い)

第7条 乙は、業務を完了し、第6条による検査を受け合格した場合は、所定の手続きに従い、契約代金の支払いを甲に請求することができるものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、口座振込により支払うものとする。
- 3 前項の支払が遅延したときは、甲は遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定による遅延利息を、乙に支払うものとする。

(天災地変等の場合)

第8条 甲は、当該設備が正常の状態にあることに留意し、万一天災その他によって機能に被害を及ぼしたとき、又は事故を発見したとき、あるいは当該設備に影響を及ぼす恐れのある工事等を行う場合は、速やかに乙に通知し、甲乙共に協力して設備の保全に努めなければならない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の一部または全部を、解除することができるものとする。

- ① この契約に関し、乙が不正行為をなしたとき。
  - ② 乙が、第10条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - ③ 前各号の外、正当な事由なく、契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、これより生じる乙の損害は、一切保証しない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、第6条の検査に合格したものについては、代金を支払うものとする。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲が次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができるものとする。

- ① 甲が契約に違反したとき

(違約金)

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定により解除した場合、乙は、予定金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 9 条に該当する場合とみなす。

① 乙について破産手続開始の決定があった場合は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

② 乙について破産手続開始の決定があった場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

③ 乙について再生手続開始の決定があった場合は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 10 条の規定により解除した場合、乙は甲に対し、損害の賠償を請求することができる。その場合の損害賠償額は、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

（契約外の事項）

第 12 条 甲、乙は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 釧路市千歳町 6 番 11 号  
分任支出負担行為担当官  
根釧西部森林管理署長 山本 茂

乙

(案)

## 令和 8 年度白糠宿舎し尿浄化槽維持管理委託契約書

上記契約について、分任支出負担行為担当官 根釧西部森林管理署長 山本 茂（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）は、し尿浄化槽（以下「浄化槽」という。）の維持管理に関し、浄化槽法第 10 条第 3 項の規定に基づき、次の条項により契約を締結する。

### 契 約 条 項

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、甲が下記に設置する浄化槽を、乙が浄化槽法、廃棄物処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則の基準に基づき、本設備の機能維持のため定期的に技術員を派遣し、迅速かつ適正な管理業務を行うことを目的とする。

施 設 名 根釧西部森林管理署白糠宿舎浄化槽施設  
所 在 地 白糠郡白糠町西 4 条北 1 丁目  
施設規模 フジクリン CE-18 嫌気ろ床接触ろ過方式 18 人槽

（業務内容）

第 2 条 乙が行う業務内容は次のとおりとする。

- ① 年 3 回（4 ヶ月に 1 回）、浄化槽の保守点検を行う。ただし、不時の故障の際、又は甲より要請があったときは直ちに技術管理者を派遣して迅速に対応し、良好な機能を保たせるものとする。（浄化槽法第 10 条第 1 項の基準）
- ② 保守点検の都度、消毒剤を補充するものとする。（環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条第 4 項の基準）
- ③ 浄化槽法第 11 条に規定される定期検査料、水質分析料、シーディング料、機器補修料及び清掃料（汚泥引抜及び機器類の洗浄等）については、必要に応じて別途とする。
- ④ その他、甲が必要と認めた事項とする。

（契約期間）

第 3 条 この契約にかかる委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第 4 条 甲が乙に支払う保守点検にかかる委託料は、年額 円（内消費税 金 円）とする。ただし、4 ヶ月間の保守点検及び維持管理作業終了毎に、業務既済

部分に相当する金額の部分払いとして、 円（内消費税 金 円）を甲に請求することができるものとする。

（監督）

第5条 乙は、保守点検及び測定等の作業結果を書面により甲に報告するものとし、甲はこの作業に立会確認しなければならない。

（検査）

第6条 乙は、作業終了後に甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

（契約代金の支払い）

第7条 乙は、業務を完了し、第6条による検査を受け合格した場合は、所定の手続きに従い、契約代金の支払いを甲に請求することができるものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、口座振込により支払うものとする。
- 3 前項の支払が遅延したときは、甲は遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による遅延利息を、乙に支払うものとする。

（天災地変等の場合）

第8条 甲は、当該設備が正常の状態にあることに留意し、万一天災その他によって機能に被害を及ぼしたとき、又は事故を発見したとき、あるいは当該設備に影響を及ぼす恐れのある工事等を行う場合は、速やかに乙に通知し、甲乙共に協力して設備の保全に努めなければならない。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の一部または全部を、解除することができるものとする。

- ① この契約に関し、乙が不正行為をなしたとき。
  - ② 乙が、第10条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
  - ③ 前各号の外、正当な事由なく、契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、これより生じる乙の損害は、一切保証しない。
  - 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、第6条の検査に合格したものについては、代金を支払うものとする。

（乙の解除権）

第10条 乙は、甲が次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができるものとする。

- ① 甲が契約に違反したとき

(違約金)

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定により解除した場合、乙は、予定金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 9 条に該当する場合とみなす。

① 乙について破産手続開始の決定があった場合は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

② 乙について破産手続開始の決定があった場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

③ 乙について再生手続開始の決定があった場合は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 10 条の規定により解除した場合、乙は甲に対し、損害の賠償を請求することができる。その場合の損害賠償額は、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

(契約外の事項)

第 12 条 甲、乙は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 釧路市千歳町 6 番 11 号  
分任支出負担行為担当官  
根釧西部森林管理署長 山本 茂

乙